

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第193号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年10月10日 05時30分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市万関瀬戸万関橋南西方付近 万関瀬戸西口灯台から真方位058° 220m付近 (概位 北緯34° 17.8′ 東経129° 21.3′)	
事故等調査の経過	平成22年12月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十八七海丸 ^{ななみ} 、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	290-48307、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	主機のクランク軸が焼き付き、2番及び3番シリンダの接続棒が損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、万関瀬戸橋南西方付近を北東進中、平成22年10月10日05時30分ごろ、主機が突然停止した。 本船は、知人の船により、対馬市櫛港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	<p>本船は、漁獲物運搬に従事し、主機回転数1,400rpmを常用し、年間約2,000～4,000時間使用されていた。</p> <p>本船は、発航前に主機の潤滑油量及び清水量等を確認し、適宜補給するようしていた。</p> <p>本船は、主機取扱説明書で、潤滑油（約140ℓ）及び潤滑油こし器エレメントの交換を約250時間経過ごとに行うよう推奨されていたが、潤滑油の交換を約500～1,000時間ごとに、こし器エレメントの交換を潤滑油の交換2回につき1回実施していた。</p> <p>本船は、平成22年3月ごろに主機の潤滑油及びこし器エレメントの交換を実施したのち、6月ごろに主機の潤滑油を交換したが、こし器エレメントは、そのまま使用され、本インシデント発生時、使用時間が約1,000時間に達していた。</p> <p>本船は、本インシデント後に、主機潤滑油こし器エレメントの閉塞が確認された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本インシデントは、本船が万関瀬戸橋南西方付近を北東進中、主機の潤滑油こし器エレメントが閉塞したことから、潤滑油の供給が断たれて主機のクランク軸が焼き付いたものと考えられる。

		主機の潤滑油こし器エレメントは、長年にわたり潤滑油とともに、推奨交換時間を超えて使用することが繰り返されていたため、閉塞したものと考えられる。
原因		本インシデントは、本船が万関瀬戸橋南西方付近を北東進中、主機の潤滑油こし器エレメントが閉塞したため、潤滑油の供給が断たれて主機のクランク軸が焼き付いたことにより発生したものと考えられる。